

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
運用指針

令和2年5月

(令和2年 9月 4日 一部改正)

(令和3年 1月21日 一部改正)

文 化 庁
観 光 庁

1. 運用指針策定の目的

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「法」という。）は、文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定、拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めた法律として、令和2年5月1日から施行した。また、法に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（令和2年文部科学・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）が令和2年5月1日から施行したとともに、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が令和2年5月に策定された。

本指針は、拠点計画及び地域計画の認定を申請するに当たっての具体的な手続や国としての考え方を示すことを目的として取りまとめたものである。

なお、本指針は、社会経済状況の動向や法令の改正等を踏まえ、適宜改正を行うものである。

2. 定義

(1) 文化観光

法第2条第1項において、「文化観光」とは、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。」と定義している。ここでいう文化資源には、有形の文化的所産としての建造物、絵画、彫刻、工芸品等、無形の文化的所産としての演劇、音楽、工芸技術等のほか、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術等や遺跡・名勝地・資料として整理された動植物等が幅広く含まれる。

(2) 文化観光拠点施設

法第2条第2項において、「文化観光拠点施設」とは、「文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、主務省令で定めるところにより、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、当該文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者（以下「文化観光推進事業者」という。）と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいう。」と定義している。

文化観光拠点施設は、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう文化資源の解説及び紹介をするものであるため、施行規則第1条第1項の規定のとおり、文化資源保存活用施設が保存及び活用する文化資源のうち、少なくとも主要なものについては、以下の観点から創意工夫を凝らした解説・紹介を行う必要がある。なお、どの文化資源が主要なものに当たるかについては、当該文化資源保存活用施設への来訪の動機付けとなるか、来訪者が文化についての理解を深める上で不可欠かなど文化観光における重要性に鑑み、当該文化資源保存活用施設において判断することとなる。

- ①文化資源の由来、他の文化資源との関連性、歴史上、芸術上、学術上又は観賞上の価値その他の当該文化資源の魅力に関する情報を適切に活用すること。

文化資源の展示、上演、行事の開催を行うだけでなく、当該文化資源の魅力に関する情報を

活用し、ストーリー性のある解説・紹介を行うことが必要である。

②情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いること。

デジタルディスプレイ、オーディオガイド、スマートフォン・タブレット端末といった情報機器、映像コンテンツ、QRコード、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）などの情報通信技術の活用を考慮した上で、文化資源の性質に応じて、来訪者が文化についての理解を深めるという点で効果的な方法により解説・紹介を行うことが必要である。

③外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いること。

どのような国・地域からの来訪者が多いかや、誘客のターゲットとしている国・地域はどこか等を踏まえた上で、来訪者が文化についての理解を深めることに資するよう、英語だけではなく、来訪者のニーズに応じた言語による解説・紹介を行うことが必要である。

また、施行規則第1条第2項の規定のとおり、当該文化観光拠点施設の所在する地域に係る文化観光推進事業者と、以下の観点から連携を行う必要がある。

①観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行業者等の民間事業者、地方公共団体の観光部局など、地域の観光の振興の推進を目的とする者

- ・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築
- ・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析
- ・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立

②地域の交通事業者、飲食店や土産物屋、宿泊施設等の関係事業者

- ・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めた賑わいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施

3. 拠点計画及び地域計画の認定手続き等

(1) 概要

拠点計画及び地域計画の作成等は、以下の流れで行われることとなる。

- ①文化庁の相談窓口の活用
- ②拠点計画又は地域計画の認定申請
- ③拠点計画又は地域計画の認定
- ④認定された拠点計画又は地域計画の変更等

(2) 文化庁の相談窓口の活用

文化庁において、地域における文化観光の推進に対する各種助言等を行う窓口を参事官（文化観光担当）付（以下「担当課」という。）に置いていることから、拠点計画又は地域計画の作成に当たっても、これを随時活用することが望ましい。担当課は、各府省庁との緊密な連携の下、総括的な窓口としての役割を担っており、文化庁の所掌に限らず文化観光に関する相談を一元的に受け付ける。

特に、法の特別の措置の活用を検討している場合には、法令の解釈等も含め事前に相談することが望ましい。

また、認定申請受付期間の前に申請前相談期間を設けており、申請前相談を行うことが必須となる。申請前相談を経ずに認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合がある。

【相談窓口】

文化庁参事官（文化観光担当）付

電 話：03-6734-4893

メール：bunkakankosuishin@mext. go. jp

F A X：03-6734-3823

(3) 拠点計画又は地域計画の認定申請

拠点計画又は地域計画について、主務大臣の認定を申請するに当たっては全ての申請者が連名で申請することとなる。

①認定申請に必要な書類

- ・ 施行規則に定める申請書

施行規則別記様式第1号（拠点計画）又は別記様式第3号（地域計画）を使用すること。

- ・ 拠点計画又は地域計画

以下の書式により、法、施行規則、基本方針に基づき必要な事項を、別添の「拠点計画様式」又は「地域計画様式」を参考として、適切に記載すること。

(書式)

- ・ 位置図、区域図等を除き、A4縦の用紙に横書きとし、ふりがな等を除き、12ポイント程度の見やすいフォントを使用すること。
- ・ 拠点計画又は地域計画の概要資料
拠点計画又は地域計画の内容を指定する様式で1枚に分かりやすくまとめること。
- ・ 参考資料

②書類の提出方法

以下のとおり、電子媒体をメールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。なお、電子媒体の容量が大きい等によりメールで提出することができない場合には、別の提出方法を指示するため、下記提出先にメール又は電話でその旨を連絡すること。

【提出先】

文化庁参事官（文化観光担当）付

メール：bunkakankosuishin@mext. go. jp

電 話：03-6734-4893

【電子媒体の提出方法】

(申請書)

- ・ PDF形式のファイルとすること。

(計画)

- ・ 全ての資料を1つのPDF形式のファイルにまとめること。
- ・ 1ページ目を表紙とし、計画の名称を明記すること。
- ・ 通しのページ番号及び目次を付すこと。
- ・ ファイル名は「●●計画」（●●は計画の名称）とすること。

(概要資料)

- ・パワーポイントの可変形式のファイルとすること。
- ・ファイル名は「(概要) ●●計画」(●●は計画の名称) とすること。

(参考資料)

- ・全ての資料を1つのPDF形式のファイルにまとめること。
- ・通しのページ番号及び目次を付すこと。
- ・ファイル名は「(参考資料) ●●計画」(●●は計画の名称) とすること。

拠点計画又は地域計画の認定にあたっては、文化庁及び観光庁が共同で設置する有識者会議において審査を行うこととなる。認定の基準については、基本方針四.3 又は五.4 を参照すること。

また、認定された計画及びその概要資料については、文化庁及び観光庁のホームページにおいて公表することとなる。

(4) 関係機関との調整

基本方針四. 4 を踏まえ、拠点計画の作成・変更にあたっては、拠点計画に基づく事業を行うこととなる地域の市町村及び都道府県と必ず情報共有等の連携を行うこと。

拠点計画又は地域計画に、国指定等文化財に関わる施設において施設設備の改修等を伴う事業に関する内容を記載する場合には、事前に関係機関に対して協議を行うこと。

地域計画に道路整備事業に関する内容を記載する場合又は地域計画に記載する事業の実施により自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、事前に道路管理者に情報提供を行うとともに意見を聞くこと。

地域計画に、港湾計画との整合性の検討が必要となる内容を記載する場合には、事前に港湾管理者と協議を行うこと。

また、地域計画に、都市公園に関する内容を記載する場合には、事前に公園管理者と協議を行うこと。

拠点計画又は地域計画に記載する事業の実施によって、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定により都道府県公安委員会において交通の規制を実施し、若しくは変更することが必要となる可能性がある場合又は自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、主務大臣が当該計画を認定するに当たり、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行うことを踏まえ、拠点計画又は地域計画を作成する際は、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行うこと。

なお、提出時までには各種の協議が整っていない場合は、その旨記載すること。

(5) 認定された拠点計画又は地域計画の変更

認定を受けた拠点計画又は地域計画に記載された内容を変更しようとする場合には、その旨を事前に担当課に連絡すること。担当課において、当該変更の内容を確認し、軽微な変更に該当するか、変更の認定が必要となるかを判断することとなる。

変更の認定が必要な場合の手続きについては、(3) に準じて行うこと。その際、施行規則別記様式第2号(拠点計画) 又は別記様式第4号(地域計画) を使用すること。

4. 法の特別の措置等

(1) 概要

拠点計画又は地域計画が主務大臣により認定された場合には、計画に基づく事業に対する法の特

別の措置が講じられることとなる。これを適切に活用するためには、3.(2)のとおり、相談窓口に対して、法令の解釈等も含め事前に相談することが望ましい。

(2) 共通乗車船券

共通乗車船券の発行について記載された拠点計画又は地域計画が認定された場合には、あらかじめ、共通乗車船券を発行する旨を国土交通大臣に届け出ることができることとしている。その上で、当該届出をした者は、以下の各法律の各規定に基づく届出をしたものとみなされることとしている。届出の内容や方法については、国土交通省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（令和2年国土交通省令第47号。以下、「国交省令」という。）等に基づく必要がある。

鉄道事業法：第16条第3項後段又は第36条後段

軌道法：第11条第2項

道路運送法：第9条第3項後段

海上運送法：第8条第1項後段（第23条において準用する場合を含む。）

航空法：第105条第1項後段

(3) 道路運送法の特例

主務大臣の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づき、実施される一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）について、以下の路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させる場合には、国交省令に基づき、運行計画の変更に係る事前届出などを、事後届出をもって足りることとしている。

①拠点計画においては、文化観光拠点施設機能強化事業に係る文化資源保存活用施設を来訪する者の移動のため通常利用される停留所を含む路線

②地域計画においては、その全部又は一部の区間が計画区域に存する路線

(4) 海上運送法の特例

主務大臣の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づき実施される以下事業について、その実施に際して必要な届出を、拠点計画又は地域計画への記載及び認定をもって当該届出をしたものとみなすこととしている。なお、届出事項の変更についても同様とすることとしている。

・人の運送をする貨物定期航路事業（海上運送法第19条の5第1項）

・人の運送をする不定期航路事業（海上運送法第20条第2項）

また、拠点計画又は地域計画に基づき実施される一般旅客定期航路事業（海上運送法第2条第5項）について、その実施に際して必要となる船舶運航計画の変更に係る届出又は認可については、遅滞なく届け出ることをもって足りることとしている。

(5) 文化財の登録の提案

地域計画に、文化財についての専門的な調査に関する事項及び同調査により把握された文化財としての価値を踏まえた保存及び活用のための措置に関する事項を記載した場合、地域計画の認定を受けた市町村又は都道府県の教育委員会等は文化財の登録の提案を行うことができることとしている。これにより当該文化財の魅力の効果的な発信、知名度の向上に伴う来訪者の関心や価値の理解の促進等につながることを期待される。

なお、文化財として登録されるためには、各文化財類型に応じた登録基準（※）を満たすことが必要であるとともに、文化審議会への諮問など文化財保護法に定める所定の手続きを経ることが必要となるため、次の点に留意が必要となる。

- ・文化財の登録の提案に係る事業の記載に当たっては、市町村又は都道府県の文化財担当部局と事前に相談すること。なお、文化庁において専門的な助言等を行うことができるため、当該文化財担当部局を通じて事前に相談することが望ましい。
- ・調査の実施主体には、市町村又は都道府県における文化財担当部局が含まれていること。
- ・文化財の価値を適切に把握できるような調査の内容・方法になっていることを明確にすること。
- ・提案しようとする未指定文化財が都道府県又は市町村による指定を受ける可能性があることから、計画の認定後に登録の提案を行う際には、事前に市町村又は都道府県の文化財担当部局と相談すること。
- ・計画の認定後に登録の提案を行う際には、地方文化財保護審議会の意見を聴いた上で、「文部科学省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則」（令和2年文部科学省令18号）に基づく提案書を提出すること。
- ・文化財の調査により把握された価値を踏まえて、当該文化財の保存及び活用に関する措置内容を変更する場合には、3.（5）のとおり地域計画の変更を行うこと。

※登録有形文化財登録基準（平成17年文部科学省告示第44号）

登録有形民俗文化財登録基準（平成17年文部科学省告示第45号）

登録記念物登録基準（平成17年文部科学省告示第46号）

（6）独立行政法人による助言等

拠点計画又は地域計画の実施に当たっては、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国際観光振興機構（日本政府観光局・JNTO）が有する専門的知見等を活用することが効果的であるため、これらの独立行政法人は、拠点計画又は地域計画の認定を受けたものに対し、その求めに応じ、助言等を行うよう努めることとしている。

なお、事務手続を円滑に行う観点から、これらの独立行政法人から助言等を受けようとする場合には、まずは担当課にその旨を連絡すること。

（7）国等による資料の公開への協力

国、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立文化財機構は、その所有する文化資源を地域の文化観光拠点施設において公開するよう求められた場合には、これに協力するよう努めることとしている。

なお、事務手続を円滑に行う観点から、当該求めを行おうとする場合には、まずは担当課にその旨を連絡し、相談すること。（国指定等文化財について所有者等以外の者が公開する際、文化庁長官の許可等が必要になる場合がある。）

（8）都市公園、道路、港湾におけるオブジェ等の設置

都市公園、道路、港湾にオブジェ等を設置する際には、関係法令に基づく申請が必要であるが、地域計画に記載をすることによって、関係者との速やかな調整を行うことが可能となる。このため、オブジェ等の設置を検討している場合には、地域計画において以下の事項を記載することが望ましい。

- ・設置の目的
- ・設置期間
- ・設置場所
- ・オブジェ等の構造
- ・(定まっていれば) オブジェ等の工事实施の方法
- ・(定まっていれば) 工事時期
- ・(オブジェ等の撤去の時期がその時点で定まっていれば) 復旧方法
- ・上記のほか、設置場所付近の見取図その他の補足事項

これらの事項を地域計画に記載する場合には、関係法令に基づく申請先等の関係者に、事前に協議を行うこと。

5. データ連携基盤等との連携

各文化観光拠点施設や各文化観光推進事業者が、多言語化や情報通信技術を活用した展示等を実施する場合は、それらに関する知見・ノウハウや文化観光に関するデータなどの情報を、国や地方公共団体等により推進されているデータ連携基盤等と連携・共有ができるようにすることが望ましい。

〇〇〇拠点計画

1. 実施体制

文化資源保存 活用施設	名称		所在地	
申請者 文化資源保存活用 施設の設置者	名称		所在地	
	代表者			
	地方公共 団体内部 の役割	【主担当部署】 ●●課（文化振興）、●●課（観光振興） 【連携する部署】 ●●課（産業振興）		
共同申請者① 文化観光推進 事業者	名称		所在地	
	代表者			
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		
共同申請者② 文化観光推進 事業者	名称		所在地	
	代表者			
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		
共同申請者③ 文化観光推進 事業者	名称		所在地	
	代表者			
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		

(留意事項)

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則別記様式第1号の認定申請書に申請者として記載する者を記載してください。
- ・地方公共団体内部の役割は、文化資源保存活用施設の設置者が地方公共団体である場合に、組織内部の部署と役割を記載してください。

- ・各申請者の概要が分かる資料を参考資料として添付してください。
- ・拠点計画に基づく事業を行うこととなる地域の市町村及び都道府県への情報共有を行った直近の日付及び当該担当部署及び連絡先が分かる資料を参考資料として添付してください。

2. 事務の実施体制



(留意事項)

- ・計画が円滑かつ確実に実施されるための体制について詳細に記載してください。

3. 基本的な方針

3-1. 現状分析
3-1-1. 主要な文化資源
・
3-1-2. 来訪客の動向
3-1-3. 他の文化資源保存活用施設との比較
3-2. 課題
課題1
課題2
課題○
3-3. 文化観光拠点施設としての機能強化に向けて取組を強化すべき事項及び基本的な方向性
取組強化事項1：～の強化（課題○及び○関連） （具体的な内容を記載。）
3-4. 地域における文化観光の推進への貢献
3-5. 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出

(留意事項)

- ・3-1-1 には、本拠点計画に係る文化資源保存活用施設が展示している文化資源の数と内容、そのうち、主要な文化資源の分類（別に示す類型を用いること。）、数及び具体例を記載してください。また、具体例として挙げた主要な文化資源の写真等を参考資料として添付してください。
- ・3-1-2 には、文化資源保存活用施設及び周辺地域への来訪者数及びそのうち訪日外国人旅行者数、その属性等をそれぞれ記載してください。

- ・3-1-3 には、本拠点計画に係る文化資源保存活用施設と周囲の文化資源保存活用施設の現状との比較や、参考とすべき他の先進的な文化資源保存活用施設との比較等により、本拠点計画に係る文化資源保存活用施設の強みや弱みを分析してください。
- ・3-2 には、3-1 の記載内容を踏まえ、本拠点計画に係る文化資源保存活用施設が抱える課題を、ターゲットとする来訪者を明確にして記載してください。また、2-1-2 の記載も踏まえ、文化観光拠点施設としての要件を満たしていない場合には、文化観光拠点施設の要件を満たすための課題について明確に記載してください。
- ・3-3 には、3-2 の記載内容を踏まえ、文化観光拠点施設としての機能強化に向けて取組を強化すべき事項及びその基本的な方向性を記載してください。
- ・3-4 には、拠点計画による文化観光の推進が、文化観光拠点施設の機能強化に留まらず、当該施設の所在する地域における文化観光の推進にも貢献するものであることについて記載してください。
- ・3-5 には、文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環をどのように創出するのか記載してください。

4. 目標

目標①：〇〇（課題〇関連、取組強化事項〇関連）							
（目標値の設定の考え方及び把握方法）							
年度	実績		目標				
	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年
目標値							
事業1-①： 〇〇事業			当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載

目標②：〇〇（課題〇関連、取組強化事項〇関連）							
（目標値の設定の考え方及び把握方法）							
年度	実績		目標				
	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年
目標値							
事業1-①： 〇〇事業			当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載

（留意事項）

- ・3-3 の基本的な方向性に沿って、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために拠点計画で達成する目標について、どのような事業をどの程度実施すべきか客

観的に判断できるよう、具体的に設定してください。

- 文化についての理解を深められることによる来訪者の満足度の向上、国内外からの来訪者数の増加（特に、国外からの来訪者数については、今後10年間で2倍程度まで増加するよう、10年後の目標値を目標値の設定の考え方の欄に記載するとともに、計画期間に応じて適切に各年度の目標を設定してください。）に加え、例えば、リピーター率の上昇等について、実施する事業の効果を適切に評価するための明確な目標を設定してください。
- 各事業について、主要な目標を1つ選択し、当該目標の項目に、各年度に実施する事業内容を記載してください。複数の目標に同一事業を記載するものではありません。

5. 目標の達成状況の評価

--

(留意事項)

- ・ 4.において設定した目標の達成状況を誰がどのように評価し、改善につなげるかについて記載してください。原則としておおむね3年後に行う中間評価や計画の終了時に向けて、本拠点計画に基づき実施する事業の効果を目標に照らして適切に把握し改善につなげる方法等について記載してください。

6. 文化資源保存活用施設

6-1. 主要な文化資源についての解説・紹介の状況
6-1-1. 現状の取組
<ul style="list-style-type: none">・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号）・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号）・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）
6-1-2. 本計画における取組
<ul style="list-style-type: none">・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号）・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号）・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）
6-2. 施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携
6-2-1. 現状の取組
<ul style="list-style-type: none">・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立
6-2-2. 本計画における取組
<ul style="list-style-type: none">・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立
6-3. 施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携
6-3-1. 現状の取組
<ul style="list-style-type: none">・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めた賑わいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施
6-3-2. 本計画における取組
<ul style="list-style-type: none">・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めた賑わいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施

(留意事項)

- ・6-1には、主要な文化資源に関する施行規則第1条第1項各号に規定する解説・紹介について、現状及び本計画における取組を記載してください。また、解説・紹介の取組の内容を示す写真等を参考資料として添付してください。
- ・6-2には、施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携について、現状及び本計画における取組を記載してください。
- ・6-3には、施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携について、現状及び本計画における取組を記載してください。
- ・6-1～6-3の「現状の取組」に、これまでの取り組みの中で国からの補助金を活用している取り組みがあれば、当該取組について「事業名」「補助金額」「補助金の所管省庁」を記載してください。

7. 文化観光拠点施設機能強化事業

7-1. 事業の内容

7-1-1. 文化資源の魅力の増進に関する事業	
(事業番号 1-①)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金 調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (○○補助金 (交付主体又は所管省庁))))
(事業番号 1-②)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金 調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (○○補助金 (交付主体又は所管省庁))))
7-1-2. 情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業	
(事業番号 2-①)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金 調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (○○補助金 (交付主体又は所管省庁))))
(事業番号 2-②)	
事業名	
事業内容	

実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目 標	
必要資金 調達方法	〇百万円（内訳：〇百万円（内訳：〇百万円（入館料） 〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））））

7-1-3. 国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業

(事業番号3-①)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目 標	
必要資金 調達方法	〇百万円（内訳：〇百万円（内訳：〇百万円（入館料） 〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））））

(事業番号3-②)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目 標	
必要資金 調達方法	〇百万円（内訳：〇百万円（内訳：〇百万円（入館料） 〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））））

7-1-4. 文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業

(事業番号4-①)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	

アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））））

(事業番号4-②)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））））

7-1-5. 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業

(事業番号5-①)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））））

(事業番号5-②)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））））

7-1-6. 7-1-1~7-1-5の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

(事業番号6-①)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))))

(事業番号6-②)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))))

(留意事項)

- ・事業の内容を具体的に記載してください。各事業の実施により関係機関の事務又は事業に関する事項（例：交通規制の実施及び変更が必要となる可能性がある事項）を記載する場合は、事業内容にその旨を明記してください。また、国指定等文化財の所蔵公開を行う施設において施設設備の改修等を伴う事業を実施する場合、事業内容にその旨を明記してください。
- ・道路利用、周遊バス等の関係者との事前協議が必要なものについては、事業内容の中で、可能な限り具体的に協議状況（例：関係協議先、事業者名、内容、見通し）について記載してください。未だ協議が終了していない場合には、その旨が明確になるよう記載してください（例：「今後、関係者と協議の上で、検討・実施する」）。
- ・実施主体は明確に記載してください。
- ・実施時期は、計画期間内において、いつ実施するか、始期及び終期を明確に記載してください。
- ・継続見込みは、計画期間終了後も事業を継続する予定のものについて、どのように自律的に資金を確保して実施していくのか、計画終了後も必要な取組を継続できる見通しを具体的に記載してください。
- ・アウトプット目標は、事業の実施によって直接的に実現される状態を具体的に記載してください。
- ・必要資金調達方法は、既に申請済みもしくは採択済みの予算事業なのか、もしくは今後申請を行う予算事業なのかを明確に記載してください。また、1つの事業の中で複数の予算事業を用いる場合、いずれの部分で、どの資金を活用しようとしているかを具体的に明記してください。
- ・7-1-6には、7-1-1～7-1-5の事業のうち、どの事業に必要な施設又は設備の整備かを明確に記載してください。
- ・原則として、7-1-1～7-1-6の全ての項目について、それぞれ事業を実施する必要がありますが、既に十分に実施しているため新規に事業を行わない場合には、「事業内容」に既に十分に実施している取組の内容を記載してください。

7-2 特別の措置に関する事項

7-2-1. 必要とする特例措置の内容

事業番号・事業名	
必要とする特例の根拠	文化観光推進法第 条 (法の特例)
特例措置を受けようとする主体	
特例措置を受けようとする事業内容	
当該事業実施による文化観光推進に対する効果	

(留意事項)

- ・「事業番号・事業名」には、4-1 の事業番号及び事業名を記載してください。
- ・「必要とする特例根拠」には、特例を受けようとする文化観光推進法の条文を抜粋し、「〇〇〇法の特例」と () 内に記入してください。
- ・「特例措置を受けようとする事業内容」には、以下のいずれかの事業の概要を記入するとともに、当該事業の内容を特例措置との関係が分かるよう簡潔に記入してください。
 - ・文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行う事業
 - ・国土交通省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（令和2年国土交通省令第47号。以下「国交省令」という。）第2条に規定する事業
 - ・国交省令第3条に規定する事業
 - ・国交省令第4条に規定する事業

7-3. 必要な資金の額及び調達方法

	総事業費	事業番号	所要資金額	内訳
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
合計	〇百万円			

※国の予算事業等について、記載の通り調達できない場合には、自己資金による対応等について検討する。
また、既に採択された事業であれば、その旨を明記すること。

8. 計画期間

--

(留意事項)

- ・文化観光の推進に集中的に取り組む期間として、概ね5年以内で設定してください。原則として、年度単位で設定してください。

※枠は自由に拡大、縮小し、必要に応じて図表や写真を挿入してください。

※本様式のほか、上記の記載内容を補足する資料がある場合、添付してください。

※申請の際には、(留意事項)を削除して提出してください

〇〇〇地域計画

1. 実施体制

協議会	名称			
申請者① 協議会の構成員 である市町村又 は都道府県	名称		所在地	
	代表者			
申請者② 中核とする文化 観光拠点施設の 設置者	施設の 名称		施設 所在地	
	設置者の 名称		設置者 所在地	
	代表者			
申請者③ 文化観光推進 事業者	名称		所在地	
	代表者			
申請者④ 文化観光推進 事業者	名称		所在地	
	代表者			

(留意事項)

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則別記様式第3号の認定申請書に申請者として記載する者を記載してください。
- ・協議会の名簿、協議会を組織したことの公表日・公表方法・公表内容について参考資料として添付してください。
- ・各申請者の概要が分かる資料を参考資料として添付してください。
- ・国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものとなっている旨の記載を参考資料として添付してください。

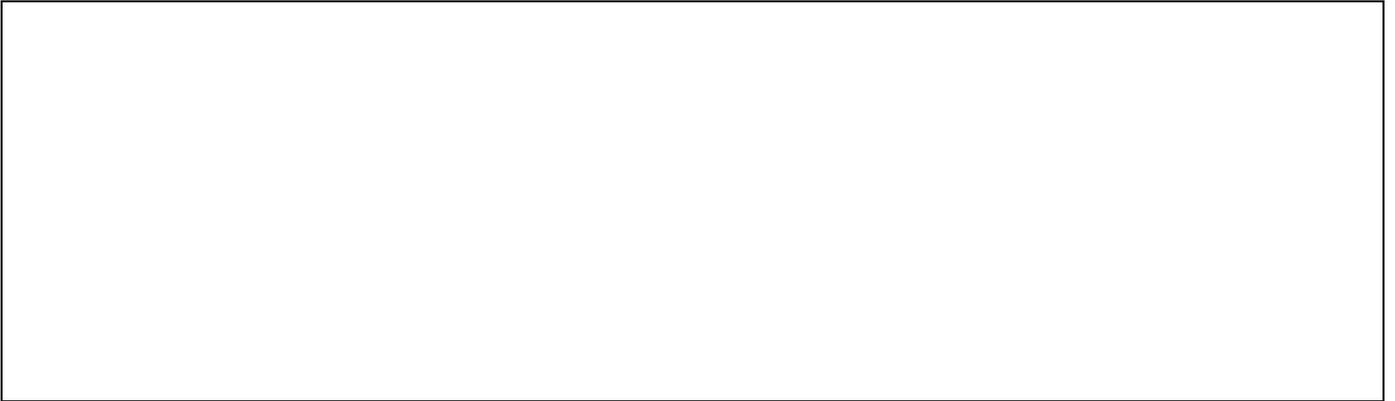
2. 事務の実施体制



(留意事項)

- ・計画が円滑かつ確実に実施されるための体制について詳細に記載してください。

3. 計画区域



(留意事項)

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画の区域を明確に示す図を記載してください。また、当該図には、中核とする文化観光拠点施設の位置を明示してください。

4. 基本的な方針

4-1. 現状分析
4-1-1. 主要な文化資源
・
4-1-2. 観光客の動向
4-1-3. 他の地域との比較
4-2. 課題
課題 1
課題 2
課題○
4-3. 文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進のため取組を強化すべき事項及び基本的な方向性
取組強化事項 1：～の強化（課題○及び○関連） （具体的な内容を記載。）
4-4. 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出

(留意事項)

- ・ 4-1-1 には、本計画区域内の主要な文化資源について、その数と内容、そのうち、主要な文化資源の分類（別に示す類型を用いること）、数及び具体例を記載してください。また、具体例として挙げた主要な文化資源の写真等を参考資料として添付してください。
- ・ 4-1-2 には、本計画区域内への来訪者数及びそのうち訪日外国人旅行者数、その属性等をそれぞれ記載してください。
- ・ 4-1-3 には、参考とすべき他の先進的な地域との比較等により、本計画区域の強みや弱みを分析してください。
- ・ 4-2 には、4-1 の記載内容を踏まえ、本計画区域が抱える課題を、ターゲットとする来訪者を明確にして記載してください。
- ・ 4-3 には、4-2 の記載内容を踏まえ、本計画区域における文化観光推進のための取組を強化すべき事項及びその基本的な方向性を記載してください。
- ・ 4-4 には、文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購

買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環をどのように創出するのか記載してください。

5.目標

目標①：〇〇（課題〇関連、取組強化事項〇関連）							
（目標値の設定の考え方及び把握方法）							
年度	実績		目標				
	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年
目標値							
事業1-①： 〇〇事業			当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載	当該年度の事業内容を 記載

目標②：〇〇（課題〇関連、取組強化事項〇関連）							
（目標値の設定の考え方及び把握方法）							
年度	実績		目標				
	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年
目標値							
事業1-①： 〇〇事業			当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載	当該年度の事業内容を記載

（留意事項）

- ・4-3 の基本的な方向性に沿って、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために拠点計画で達成する目標について、どのような事業をどの程度実施すべきか客

観的に判断できるよう、具体的に設定してください。

- 文化についての理解を深められることによる来訪者の満足度の向上、国内外からの来訪者数の増加（特に、国外からの来訪者数については、今後10年間で2倍程度まで増加するよう、10年後の目標値を目標値の設定の考え方の欄に記載するとともに、計画期間に応じて適切に各年度の目標を設定してください。）に加え、例えば、リピーター率の上昇等について、実施する事業の効果を適切に評価するための明確な目標を設定してください。
- 各事業について、主要な目標を1つ選択し、当該目標の項目に、各年度に実施する事業内容を記載してください。複数の目標に同一事業を記載するものではありません。

6. 目標の達成状況の評価

(留意事項)

- ・ 3.において設定した目標の達成状況を誰がどのように評価し、改善につなげるかについて記載してください。原則としておおむね3年後に行う中間評価や計画の終了時に向けて、本拠点計画に基づき実施する事業の効果を目標に照らして適切に把握し改善につなげる方法等について記載してください。

7. 中核とする文化観光拠点施設

文化観光拠点施設名	
主要な文化資源	
主要な文化資源についての解説・紹介の状況	
現状の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号） ・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号） ・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号） 	
本計画における取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号） ・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号） ・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号） 	
施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携	
現状の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築 ・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析 ・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びK P I の設定・P D C Aサイクルの確立 	
本計画における取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築 ・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析 ・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びK P I の設定・P D C Aサイクルの確立 	
施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携	
現状の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めた賑わいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施 	
本計画における取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めた賑わいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施 	
文化観光拠点施設名	
主要な文化資源	

主要な文化資源についての解説・紹介の状況
現状の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号） ・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号） ・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）
本計画における取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号） ・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号） ・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）
施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携
現状の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築 ・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析 ・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立
本計画における取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築 ・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析 ・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立
施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携
現状の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めた賑わいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施
本計画における取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めた賑わいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施

(留意事項)

- ・「主要な文化資源についての解説・紹介の状況」には、主要な文化資源に関する施行規則第1条第1項各号に規定する解説・紹介について、現状及び本計画における取組を記載してください。また、解説・紹介の取組の内容を示す写真等を参考資料として添付してください。
- ・「施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携」には、施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携について、現状及び本計画における取組を記載してください。
- ・「施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携」には、施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携について、現状及び本計画における取組を記載してください。
- ・「現状の取組」に、これまでの取り組みの中で国からの補助金を活用している取り組みがあれば、当該取組について「事業名」

「補助金額」「補助金の所管省庁」を記載してください。

8. 地域文化観光推進事業

8-1. 事業の内容

8-1-1. 文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業	
(事業番号 1-①)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))))
(事業番号 1-②)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁)))
8-1-2. 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の地域における文化観光に関する利便の増進に関する事業	
(事業番号 2-①)	
事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円 (内訳: ○百万円 (入館料) ○百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁)))
(事業番号 2-②)	
事業名	

事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））

8-1-3. 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業

(事業番号3-①)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））

(事業番号3-②)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））

8-1-4. 国内外における地域の宣伝に関する事業

(事業番号4-①)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	

継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））

(事業番号4-②)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））

8-1-5. 1. ~4. の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

(事業番号5-①)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））

(事業番号5-②)

事業名	
事業内容	
実施主体	
実施時期	
継続見込	
アウトプット目標	
必要資金調達方法	○百万円（内訳：○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））

(留意事項)

- ・事業の内容を具体的に記載してください。各事業の実施により関係機関の事務又は事業に関する事項（例：交通規制の実施及び変更が必要となる可能性がある事項）を記載する場合は、事業内容にその旨を明記してください。また、国指定等文化財の所蔵公開を行う施設において施設設備の改修等を伴う事業を実施する場合、事業内容にその旨を明記してください。
- ・道路利用、周遊バス等の関係者との事前協議が必要なものについては、事業内容の中で、可能な限り具体的に協議状況（例：関係協議先、事業者名、内容、見通し）について記載してください。未だ協議が終了していない場合には、その旨が明確になるよう記載してください（例：「今後、関係者と協議の上で、検討・実施する」）。
- ・実施主体は明確に記載してください。
- ・実施時期は、計画期間内において、いつ実施するか、始期及び終期を明確に記載してください。
- ・継続見込みは、計画期間終了後も事業を継続する予定のものについて、どのように自律的に資金を確保して実施していくのか、計画終了後も必要な取組を継続できる見通しを具体的に記載してください。
- ・アウトプット目標は、事業の実施によって直接的に実現される状態を具体的に記載してください。
- ・必要資金調達方法は、既に申請済みもしくは採択済みの予算事業なのか、もしくは今後申請を行う予算事業なのかを明確に記載してください。また、1つの事業の中で複数の予算事業を用いる場合、いずれの部分で、どの資金を活用しようとしているかを具体的に明記してください。
- ・8-1-5には、8-1-1～8-1-4の事業のうち、どの事業に必要な施設又は設備の整備かを明確に記載してください。
- ・原則として、7-1-1～7-1-5の全ての項目について、それぞれ事業を実施する必要がありますが、既に十分に実施しているため新規に事業を行わない場合には、「事業内容」に既に十分に実施している取組の内容を記載してください。

8-2 特別の措置に関する事項

8-2-1. 必要とする特例措置の内容

事業番号・事業名	
必要とする特例の根拠	文化観光推進法第 条（ 法の特例）
特例措置を受けようとする主体	
特例措置を受けようとする事業内容	
当該事業実施による文化観光推進に対する効果	

(留意事項)

- ・「事業番号・事業名」には、8-1の事業番号及び事業名を記載してください。
- ・「必要とする特例根拠」には、特例を受けようとする文化観光推進法の条文を抜粋し、「〇〇〇法の特例」と（ ）内に記入してください。
- ・「特例措置を受けようとする事業内容」には、以下のいずれかの事業の概要を記入するとともに、当該事業の内容を特例措置との関係が分かるよう簡潔に記入してください。
 - ・計画区域内に存する文化財について専門的な調査を行い、当該調査に基づき必要な保存及び活用のための措置を行う事業
 - ・文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行う事業
 - ・国土交通省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（令和2年国土交通省

令第47号。以下、「国交省令」という。) 第2条に規定する事業

- ・国交省令第3条に規定する事業
- ・国交省令第4条に規定する事業

8-2-2 オブジェ等の設置に関する取組等

申請の名称	
申請の根拠法令・条項	
設置の目的	
設置期間	
設置場所	
オブジェ等の構造	
オブジェ等の工事実施の方法 (※)	
工事期間 (※)	
復旧方法 (※)	
関係協議先	

(※) 定まっている場合に記載してください。

また、設置場所付近の見取図その他の補足事項があれば参考資料として添付してください。

8-3. 必要な資金の額及び調達方法

	総事業費	事業番号	所要資金額	内訳
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
		事業番号〇-〇	〇百万円	〇百万円 (入館料) 〇百万円 (〇〇補助金 (交付主体又は所管省庁))
合計	〇百万円			

※国の予算事業等について、記載の通り調達できない場合には、自己資金による対応等について検討する。
また、既に採択された事業であれば、その旨を明記すること。

9. 計画期間

--

(留意事項)

- ・文化観光の推進に集中的に取り組む期間として、概ね5年程度で設定してください。原則として、年度単位で設定してください。

※枠は自由に拡大、縮小し、必要に応じて図表や写真を挿入してください。

※本様式のほか、上記の記載内容を補足する資料がある場合、添付してください。

※申請の際には、(留意事項)を削除して提出してください。